

「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため総合法律支援法が2年前に施行されました。同法に基づき「日本司法支援センター」（愛称・法テラス）が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始しました。

法テラスは「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としています。業務開始の初日だけで全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどが伺えます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請に応える機関です。2005年、2006年に、鳥取・茨城県等で4回の試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万～120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれます。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対して、法テラスの体制をさらに充実させるため、特に高齢者・障害者・外国人・若者等に配慮したきめ細やかな周知や、訪問・出張・日曜対応による相談など、司法過疎の解消に向けての取組みを、早急に実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月12日

江戸川区議会議長 渡部正明

衆議院議長・参議院議長

内閣総理大臣・法務大臣 へ